

平成28年度 第3回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成28年11月4日(月)

10:00～

場 所 長野県住宅供給公社3階大会議室

1 開 会

○事務局 技術管理室 矢花主任専門指導員

皆様お集まりでございますので、ただいまより平成28年度第3回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は本日の司会進行を務めます、技術管理室の矢花でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは開会に当たりまして、技術管理室長の猿田よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○猿田技術管理室長

おはようございます。技術管理室長の猿田でございます。第3回長野県公共事業評価監視委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

永藤委員長を初めといたしまして、委員の皆様におかれましては公私ご多用のところ、さらには連休の谷間にもかかわらず、本委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の委員会は前回に引き続き、第1回委員会におきまして抽出いただきました個別箇所のうち、引き続き事後評価の2カ所と、新たに新規評価の3カ所につきまして詳しいご審議をいただく予定でございます。

委員の皆様におかれましては、専門的、多角的な視点から忌憚のないご意見をちょうだいしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いお願いたします。

以上、簡単ではございますが、事務局を代表してのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局 技術管理室 矢花主任専門指導員

それでは、本日ご出席をいただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

永藤委員長様、石川委員様、北村委員様、久保田委員様、酒井委員様、益山委員様、以上、6名の委員の皆様方でございます。そのほかの6名の委員の皆様はご都

合によりまして本日ご欠席でございますので、よろしくお願いいたします。

次に資料の確認をお願いいたします。お手元に緑色のファイルをお配りしてございます。本日お配りいたしました資料を含めてですが、あらかじめつづってございますもののご確認をお願いしたいと思います。

ファイルの表紙をめくっていただきまして、上に「第3回」という赤いインデックスを貼ってございますが、これが本日の配付資料でございます。A3のペーパー2枚ということで、1枚目が本日の次第と委員名簿、それから2枚目が審議予定案件として実施した箇所の一覧表でございます。

それでは議事に入りたいと思います。以降の議事につきましては、永藤委員長様をお願いしたいと存じますので、よろしく、どうぞお願いいたします。

3 議 事

○永藤委員長

それでは、お忙しいところを本当に今日はありがとうございます。前回に引き続きまして、公共事業の評価監視委員会ということで、しっかりとまた議論を尽くして、意見を尽くして評価していきたいと思っております。本日もまた活発な意見をよろしくお願いいたします。それでは、始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで、議事に入る前に、運営要項の、いつもですけれども、第4に基づく議事録署名委員を2名指名しなければいけませんので、まず本日のご参加の委員の名簿記載順で酒井委員と益山委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして議事を進めていきたいと思っております。

それでは、先ほどの第3回のもを見ていただいて、次第の次にある予定案件、ここをお願いします。

ここで、網掛けについては、10月24日の第2回委員会で審議済みのところですので、本日は網掛けでない事後評価の2件と、それから新規評価の3件というものの審議を行っていききたいと思います。それで、先日の再評価について、第2回委員会で質問されている箇所もありますけれども、再評価の宿題箇所については次回、第4回委員会で説明いただきたいと思っております。それではそういうことで、質問された委員も本日ご欠席だということも含めまして、お願いしたいと思います。

それでは次に移りたいと思います。よろしいでしょうか、ここまで、大丈夫ですか。

(1) 平成28年度公共事業事後評価箇所の審議

①水源地域等保安林整備事業

天竜川流域 砥川支流 砥沢（下諏訪町）

○永藤委員長

それでは、議事（1）ということで、平成28年度公共事業事後評価箇所の審議に入りたいと思っております。

それでは、担当課に説明していただき、その後、質疑の時間をとり、意見を整理したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、水源地域等保安林整備ですね、砥沢について、森林づくり推進課より、説明をお願いします。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

それでは治山事業、下諏訪町砥沢の事後評価についてご説明させていただきます。私、森林づくり推進課の小澤岳弘と申します。よろしくお願いします。

お手元の資料でいきますと、資料5-3になろうかと思っておりますけれども、こちらのほうのスクリーンでご説明をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

事業の種類につきましては、治山・砂防、事業名は水源地域等保安林整備でございます。全体事業費は5億4,239万7,000円となっております。

こちらが事業区域になりまして、諏訪湖の北側、諏訪湖に流入します砥川流域の一部になります。こちらが事業実施区域となっております。

これはもう少し拡大した図ですけれども、図の上部、こちらが当初の事業計画区域でございます。事業開始後に発生した災害を受けまして、図の下部にありますこちらのほうを後から追加して、全体の事業箇所となっております。

事業の実施により保全される区域としては、当初はこちらの当初の区域のこの直下にあります樋橋地区という集落があったんですけれども、この樋橋地区を含む下方の一部の保全対象ということだったんですけれども、その後のこちらの追加区域によりまして、さらに複数の集落、あるいは学校、道路等が保全される区域として含まれるようになっております。

事業の目的と計画の概要について、まず経緯ですが、平成11年の豪雨災害によりまして、当初事業区域内で溪流内の侵食などの林地荒廃が顕著化したため、谷止工などの整備を開始しております。その後、平成16年の豪雨災害により、下流の区域で山腹崩壊や溪流から土砂流出などが見られたため、事業区域の拡大と、それに伴う事業期間の延長をして平成22年度に完成しております。

なお、当事業におきましては、谷止工などの施設整備にあわせまして森林の間伐を行い、面的に森林の水土保全機能の向上、いわゆる災害に強い森林づくりを行っております。

それでは、事業効果の発現状況をご説明いたします。集落の裏で、豪雨により崩れた山腹なんですけれども、この写真のように法枠工などにより斜面の安定化、森

林化を図っております。

こちらが豪雨により下方の林道に土砂が流出したというケースですけれども、これについては谷止工の施工により土砂の固定、侵食の防止などを行っております。

こちらは溪流内に堆積した不安定土砂を床固工の施工によりまして、安定化させたものでございます。

こちらも同様に、床固工で不安定土砂の安定化を図ったものです。このような工事によりまして土砂の安定化だけでなく、侵食を抑えられることによりまして、溪流わきのこういう森林の保全も同時に図られるという、そういう効果も狙っております。森林の整備も促進させるということになっております。

ここからは、先ほど見ていただいたような施設整備とあわせて森林の整備を行った箇所です。こちらは手入れ不足で過密化して、生育不良のカラマツ林で間伐を行ったものです。間伐によりまして個々の樹木の生育を良好にするだけでなく、地表に光が届くようになることで下層の植生が成育し、広葉樹が混ざった多様な森林への誘導が図られております。

こちらも同様で、アカマツ林で間伐を行ったものです。間伐により伐採された木は地表に、こちらの写真にありますように、筋状に並べることで地表の侵食防止や植生の生育促進などを行うことができます。

こちらも同様で、ヒノキ林で間伐を行ったものです。森林整備によりまして多様な植生が成育し、地表の侵食や崩壊等が見られないというような、そういう効果が見られております。

次に費用対効果についてです。費用対効果につきましては事業を拡大したのにも関わらず、費用対効果の数値的に非常に著しく上がっているということになっております。

それにつきましてはこちらの表にまとめたとおりで、事業開始後に新たに区域を追加したことによりまして、費用、コストのCの費用の部分ですけれども、3億4,000万円から5億4,000万円に増加をしております。一方、これらの追加によりまして保全される区域、これがその追加される区域の部分の保全される対象というものが非常に多いということもございまして、例えば人家13戸だったものが、これが人家65戸になり、いわゆるB/CのBに当たる便益の部分が著しく増加したということで、このBをCで割った費用対効果数値といたしましては、1.5が8.2になるという、数字上のことではあるんですけれども、こういう現象になっているということでございます。

地域住民や地元組織からのご意見の聞き取り調査をしております。地元や東山田地区流域協議会等から事業実施により非常に安心感が増したですとか、非常に景観上よくなったというような評価をいただいております。また、今後も継続した森林整備、施設の維持管理等の要望もいただいております。

最後に地域への貢献ですけれども、当事業により保全される区域内に存在する下諏訪中学校におきまして、総合学習として現地見学を含めた災害に強い森林づくり

の学習を行い、森林教育、防災教育を実施しております。

また、事業実施のために開設した作業道につきましては、事業完了後、林業用の高規格道路に改良されて、現在その森林整備の促進に役立っているという状況になっております。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。今、いろいろご説明ありましたが、委員の皆さんのほうからどうでしょうか。

今、地元の中学校ですか、森林がよく防災教育の場になっているということですよ、何回かやったんですか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

こちらでやったのは実際1回なんですけれども、大きく見ますと、やはり平成18年に大きな災害があった地域ではありますので、各学校とかそういったような森林に関する教育というものは、各いろいろなところでさせていただいているところではあります。

○永藤委員長

わかりました。あと、いろいろ道路が、また再利用されるとか、非常に森林が整備されたということで、何か環境保全機能の回復に努めているので、結構、自然環境の維持向上には寄与しているような感じがしたんですけれども、皆さんから、その辺の観点はちょっと違うんじゃないかと、いろいろありましたらどうでしょうか。これ、過去の災害発生はないということでもよろしいんですか、この後。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

そうですね。この事業実施後に、それなりのまとまった雨は降ってはいるんですけれども、特に著しい被害というものは発生していないということでございます。

○永藤委員長

ということは、災害を食いとめているということですね。どうでしょうか、皆さん、ご意見を。

○久保田委員

質問ですが、この事業対象区域の追加部分で、主に平成16年の災害が発生する原因となった崩落等があったということなんでしょうか。

それから、古い記憶であれなんですけれども、平成10年代というか、初めごろに確か砥川の上流で下諏訪ダムという計画があったかと思うんですけれども、その区域と事業対象区域の関係というのをご説明いただきたいんですけれども。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

すみません、当初、ダム建設の予定があったのは、これは大きく砥川流域ということになるんですけれども、支流の東俣川で・・・すみません、私もあまり詳しくないので。建設部のほうが多分ご存じかと思いますが、そうですね、東俣川のほうでダムの建設があったという部分ですね。ですので、その分流した部分、これについて今回、私どものほうでいろいろ森林整備等を担わせていただいたと、そういう位置づけになるかと思います。

○永藤委員長

ほかにどうでしょうか。

○酒井委員

当初の計画のところからエリアが広がったというので、砥川、どちらも確かに砥川の支流ではあるんですけれども、もともとあったエリアと、この集水域を大きく広げたというよりは、違う集水域でエリアが広がっているというのは、これ追加はそういうふうにできるものなんでしょうか。つまり新規の採択ではなくて、この事業に追加してこういうふうなエリアの広げ方というのは通常可能なものなんでしょうか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

確かに細かい流域区分でいくと、この砥川の上流域、あるいはこちらの支流、各支流みたいな位置づけになるんですけれども、大きくいうと、この砥川が一つになって諏訪湖に流入しておりますので、諏訪湖を基点の、出口を基点とすると一つの流域というふうに考えることができまして、同事業を実施する上で、事業の採択上、そういった状況になっていけば一つの計画として実施できる、認められるというようなことになっていると考えていいと思います。

○酒井委員

ではもう一つお願いします。タイミング的に22年に終わったので、こんなタイミングでの事後評価だと思うんですが、おそらくこちらに示されている写真は施工直後の写真がみんな載っているんだと思うんです。その後、5年たってどうなっているのかということも、事後評価の中ではやはり興味のあるところなので、これは公開されてこういうふうになっていますという説明文章にもなることですし、先ほどおっしゃっていた、特に護岸をした逆側の森林の生育を進めるのによい状況になっているのではないかというふうなお話の裏づけ的なところでも、画像だったりそういったものもあると、より判断によいのかなという気がします。これはコメントです。

○永藤委員長

そうですね、確かにそうですね。ほかにどうでしょうか、ほかの委員の方。

○益山委員

最終工期が22年に終わってしまして、それ以降の森林整備はどこが中心的に行っているのでしょうか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

基本的に治山事業、我々やっている治山事業につきましては保安林に指定された区域内で行っておりまして、保安林内につきましては継続して、毎年ということではないんですが、ある程度、一定期間を置いて再度、間伐を行うというようなことは現在も続けております。

保安林以外の部分につきましてはいわゆる造林事業という区分になってくるんですけれども、そういった補助事業を使って、森林所有者等が行うところに支援をして森林整備を行っている。これはもう継続して行っているという状況でございます。

○益山委員

それは別予算でということですか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

そういうことになります。

○益山委員

わかりました。ありがとうございます。

○永藤委員長

ほかの委員の先生方、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほどの酒井委員からのコメントということですので、反対ではないということでもいいんですね。ということは、また写真をつけていただくという宿題ですね。

○酒井委員

可能であれば。

○永藤委員長

可能であれば。

○酒井委員

すみません、ちょっと思い出したので、もう一つだけお願いします。

この事後評価シートのP 3-1のところの、同種事業への活用と課題というところに航空レーザー測量の話が書いてあるんですけども、これも25年から26年にしたことというのであれば、これは内容的にこのエリア全体も対象に入っているということですか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

そうですね。

○酒井委員

その結果も受けて、先ほどのような大雨が出た、大水が出たときにも豪雨の後、特に問題はなかったという判断をされているということでもよろしいですか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

航空レーザー測量を行っているところを解析をしているところなんですけれども。それにつきましては森林の現在のその状況ですね、状況とか、細かい地形の状況等の解析をしております、目的は今現在でどのような危険度があるかということです。関連はあるとは言えます。現在の危険度を解析しておりますので、現在このようになっておりますというような状況はできると思いますが。

諏訪地域につきましては本年度、今まさに実施しているところですので、年度末ぐらいに成果が出てくるという状況であります。

○酒井委員

では、これが事業が終わった後で、その状況からこの25年、26年に行ったところまでの間を評価するというよりは、今の現状を把握して、この後もこの事業の結果によって継続して効果が発現するかということをおそらく確認できるだろうということでもよろしいんですか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

そういうことでいいと思います。

○酒井委員

ありがとうございます。

○永藤委員長

どうぞ石川委員。

○石川委員

すみません、質問をお願いいたします。先ほどちょっとご説明もあったんですが、この事業が森林と水の特別対策事業ということで、事業の対象が保安林に限るということですのでけれども。

この今回の対象の、事業対象区域の中の森林の保安林が占める割合というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

ちょっとお待ちください。すみません、当初の区域でいきますと、保安林率が70%になるんですけれども、すみません、追加された区域を含めたときの保安林率というのは、今、手元にございませんで、またあれですか、別途お答えさせていただきますよろしいでしょうか。

○永藤委員長

ではよろしいですか。

○石川委員

はい。

○永藤委員長

ではご意見がないようでしたら、事後評価のこの関係についての検討に入りたいと思いますけれども。

委員会として、意見聴取を、これ出さなければいけないものですから、これについてどうでしょうか、ご意見なかったと思うので、ご意見というか、先ほどの写真があればつけていただくということで、この箇所の際の自己評価は妥当ということではよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、それでは、ありがとうございました。

それでは次にまいります。

②県営中山間総合整備事業

木曾中部（木曾町）

○永藤委員長

木曾中部について、ご説明をお願いします。

県営中山間総合整備事業について、農地整備課から説明をお願いします。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

農政部農地整備課、松本でございます。県営中山間総合整備事業、木曾中部地区についてご説明いたします。

まず説明の前に、大変申しわけありませんが、資料の訂正をお願いいたします。資料の11-1 ページの事後評価シートでございます。その事後評価シートの左側中段に事業概要というところがございます、その当初工期というところがありますけれども、H12～H17となっておりますが、これH12～H18の間違いであります。

それから、その工期の関係で、それから少し下のところに、「事業期間の延長、短縮理由と分析」ということで、文章の後に、事業期間の延長（3年間）とありますけれども、（4年間）の間違いであります。大変申しわけありません、訂正をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。まずこの中山間総合整備事業について、若干説明をさせていただきますと思います。

この事業は、農業生産等が不利な中山間地域の市町村や地域、過疎だとか山振、いわゆる（地域振興立法）5法指定地域を対象にして行う事業でございます。事業は、各自治体の目指す地域振興策に沿って、農業生産基盤と農業生活環境基盤、これを一体的に整備して、市町村で行います他の事業であるとか、ソフト施策とあわせて、農業・農村の活性化を図っていくと、そういった事業でございます。

木曾中部地区の概要でありますけれども、まず関係市町村は木曾町になります。木曾町は平成17年に合併ということで、その4町村が合併しております。木曾中部地区は、この着色しております旧木曾福島町、それから旧三岳村を事業対象エリアとしております。

次に、この計画時の事業の背景であります。この地域は御岳山に向かいます玄関口として、古くから社会的、また経済的につながりのある地域でございます。基幹産業が林業から農業に移行をしている地域でありますけれども、地形的な制約から大規模な農業が難しいということで、そういったこともあって農業者の後継者不足だとか、耕作放棄地の増加といった課題のある地域であります。

そういった状況の中で、同じような課題を抱えます木曾福島と三岳地域の両地域が連携をして、それらの課題に取り組んで活性化を図っていこうということが事業の経緯であります。

事業目的としましては、事業を行うに当たりまして、まず農業の活性化だとか地域づくりの方針、そういったものを定めました農村振興基本計画を立てております。その目標に向けて必要となる農業生産基盤、それから農村生活環境基盤の整備を行っております。

事業概要です。工期は平成12年度から平成22年度ということになります。

事業費は全体で21億900万円であります。事業の内容は用排水路の整備から、そ

ここにありますが、集落防災安全施設まで、全体で43カ所でございます。

実施箇所はこの図面にお示したとおりでありますけれども、ちょっと小さくて恐縮ですが、赤線で示しているのが農道、それからピンクが集落道、それから黄色く囲っているのがほ場整備のエリアでございます。

次に効果の発現状況についてです。まず農業生産基盤整備であります。ほ場整備であるとか農道整備を行うことによりまして耕作条件が改善されることで、作業の機械化が進んで営農労力の削減が図られております。また、ほ場整備が完了しました平成22年度ごろから、木曾福島、また三岳の両地域で機械化営農組合への作業の委託が飛躍的に進んでおります。26年度には20年度の倍の作業委託という形で増えておりまして、営農の一層の省力化だとか効率化が図られております。

次に、生活環境基盤整備についてです。本地区での特徴的な取り組みであります、活性化施設について説明をいたします。活性化施設として農産物の加工施設を整備をしております。

この加工施設は「道の駅三岳」にありまして、また、ここでの加工品は、町で整備しました隣の直売所で販売が行われているわけでありましてけれども、この加工施設、それから直売所ともに農産物加工グループ「みたけグルメ工房」という女性グループで行われております。ここでの加工品の販売が大変盛況であります。

それで具体的な効果といたしましては、まず地元の三岳地域で生産されました農産物を受け入れて、加工品を製造しております。また加工ということでは、毎年この加工施設で新商品が開発されておりますけれども、27年度までに41種類もの新規商品が開発されております。また販売、直売所での販売でありますけれども、27年度は4,500万円にもものぼる売上があったということ、また特に人気商品はお弁当だということ、27年度は60,000食の販売があったということでもあります。

また、そういったことに加えて、この加工施設での加工体験ということも行われておりまして、都市の住民の方との交流、促進といったことであるとか、また加工施設、また販売施設で働くということで、女性の雇用創出といったことにもつながっております。

次に、その他の評価項目についてです。

事業実施に伴って、自然環境・生活環境の変化ということで、主なものとしては、ほ場整備を行うことによって、耕作放棄地の発生防止が図られたということ。それから施設の維持管理状況については、農地や農業施設は、用水組合、町、それから地元であるとか、多面的機能支払事業による活動によって適切な維持管理がなされております。

それから地域住民等の評価については、それぞれの地域で行われた集落懇談会の中で、ほ場整備だとか農道が整備されたことで、荒廃農地が発生しなくなったというような意見をいただいております。

また、地域社会への貢献状況ということでは、先ほど申しました「みたけグルメ工房」の取り組みが、地域活性化のモデル的な取り組みということで、いろいろな

数多くの表彰を受けており、全国的に注目されております。

そういったことで、また県内外に幅広く情報が発信させることで、この「みたけグルメ工房」はもとより、その地域の知名度のアップにつながっており、それがまた加工品の販売、観光客数を伸ばすというような好循環を生んでいるということでもあります。

それから、当初事業計画からの変更事項でありますけれども、事業期間は当初、平成18年度までを予定をしておりましたがけれども22年度までとし、4年間延長しています。期間延長の理由としましては、ほ場整備区域の見直しによるものであります。

それから事業費については、ほ場整備面積の減、あるいは農業集落道路整備延長の減、また入札差金等によりまして、全体で6億100万円の減額となっております。

それから、評価結果につきましてはそれぞれの項目、評価基準に基づきまして、記載のような評価としております。

それから今後の取り組みといたしましては、これまでに、県内で数多く中山間総合整備事業を実施しておりますけれども、本地区はその中での優良地区の一つだと思っております。中山間地域では、この木曾管内に限らず、農業者の高齢化だとか後継者不足、それから耕作放棄地の増加といった課題を抱えております。

今後の取り組みといたしましては、本地区のような優良な事例を広くPRしていきながら、中山間総合整備事業等の実施を通じて、農村の活性化に向けた取り組みを支援していきたいと考えております。そしてまた、現在中山間地域ではその農地の保全だとか、施設の維持管理を今後どうしていくかということが大きな課題になっております。そのことに対して、ここの写真にあるような共同作業で施設の維持管理するという、地域の共働力を強化していく、そういうことが必要と考えております。多面的機能支払事業等を通じて、そうした地域の共働力を高め、維持管理体制づくりを支援していきたいというふうに考えております。説明は以上です。

○永藤委員長

ありがとうございました。今のことで皆さんご意見はどうでしょうか。

先ほど生産性が随分向上したということで、平成20年と26年のグラフがありますがけれども。あれですか、要するに労力は削減されて効率化されたということですか。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

そうですね、地元で機械化営農組合という作業の委託を受ける組織がありまして、そこへの委託面積が増えて労力削減が図られております。そのグラフでは、ほ場整備後にそういった委託が増えたということを示しております。

○永藤委員長

それから、いろいろ活性化施設もあつたんですけれども。一つ気になったのは、

費用対効果が1.0ですけれども、随分、上がっている感じもするんですが、その辺についてはどのように受けられましたか。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

この事業は、大きく農業生産基盤整備と農村生活環境整備との2つに大きく分かれておりまして、ほ場整備だとか農道が農業生産基盤整備ということであります。

この事業の効果としては、計画時点ではこの農業生産基盤整備について費用対効果を算出しておりまして、活性化施設などの農村生活環境整備の効果はこの事業では算定の対象としていないということであります。

○永藤委員長

わかりました。それから、その前の前ぐらいですか、一番最初、この今のところです。すみません、この③の迅速な情報伝達というのはどういう意味ですか。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

農村地域の防災情報だとか、農業被害に関する情報、気象情報だとか、そういったものを迅速に、また安定的に情報提供するということであります。

○永藤委員長

具体的な機能でそうやって説明していただければ。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

この事業の中では、情報基盤施設として整備をしております。木曾福島地域、それから三岳地域にそれぞれをカバーする既存の防災無線があったわけでありましてけれども、それが老朽化してきたということで、それをデジタル化に更新しております。またそれに併せて、中継局だとか気象観測局、そういったものの整備を行っております。

○永藤委員長

ありがとうございます。どうでしょうか、ほかに。先ほどの活性化施設のこともいろいろ想定されることとか、北村委員どうぞ。

○北村委員

この木曾町に関してなんですけれども、日義村と開田村が入らなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

それと、あと生産環境基盤整備ということで、活性化施設というのが、「みたけグルメ工房」というのが何か建設されたということなんです。そこの就農として

その日義村、あるいは開田村ですか、旧開田村の方々がそこで就農するというところでこちらを入れていないのか。それとも今後、別事業として何かがあるので入らなかったのか、どうなのでしょう。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

この事業の計画策定が12年ということで、まだ合併前ということでありまして、木曾福島町と三岳村で連携してこの計画をつくったということでもあります。

今回の事業は、ほ場整備が中心なんですけれども、開田村だとか日義村については、ある程度、ほ場整備が既にできていたということもありまして、木曾福島町がほ場整備が少し遅れていたということで、事業の地域を設定しているということでもあります。

また活性化施設の、農産物の加工施設での雇用ということでは、施設が三岳にありまして、三岳地域の女性の雇用が創出されたということでもあります。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。では酒井委員。

○酒井委員

幾つかあるんですけれども、一番初めの事業目的のところから、先ほど永藤委員長もちょっとご指摘ありましたけれども、事業目的のところは4つあって、1つ目の農業所得の確保のところの事業効果で、スライドの7枚目のところにその結果が出ていると思うんですが。これの事業効果の発現が、グラフと説明文と、それは農業所得の向上につながっているのかというのがちょっとわかりにくい。というのは、おそらくほ場整備をしたために、機械化がほ場のほうでできるようになったから機械化営農組合へ作業委託が増えたというふうな説明になっていると思うんですけれども。それによって、実際に作業をされている方の農業所得の向上というのにどういうふうにつながるのかというのが、素人ではちょっとわかりにくいというのがあかなと思います。

そもそも、もう諦めてしまって機械化できなくて、手がかかり過ぎるから耕作放棄していた場所を整備してもらって、委託できるようになったのでそこも、収入源としてまた行き始めたというふうな意味合いのことをおっしゃっているのかどうか、ちょっとこのところ、説明として詳しくされたほうがいかなと思います。

もう一つは、一番気になるんですけれども、事業効果のところは、4つ目に上げられていた若い人材の確保については結果が述べられていないんですよ。これ非常に難しいと思うんですけれども。

例えば加工交流、加工体験交流施設に外部からの人が来て経験をして場所を知るとか、あと交流施設のほうでは、小学校のイベントが行われたりというふうなこともあると思いますし、実際にそのほ場の整備で作業がしやすくなって、受け継いだ

ものを苦勞しなくても守っていけるということで、就業のその意欲が上がるというふうなことがあれば、この4つ目のところの結果として述べられるのかなという気がします。

やはり事業目的として挙げた以上、何かその成果というのが、今後の発現でもこういった効果が得られそうというのが、それはちょっと結果として書いてはいけないかもしれないんですけれども、そういった部分の情報というのは必要かなという気がします。

あともう一つ、この事後評価シートと、今、説明していただいたスライドのほうの情報の違いがあまり、ちょっと大きいかなという気がしまして、今日使っていたそのほうが非常に詳しいと思うんですよね。特に、例えばこういった総合整備の場合には、どこにどのくらいお金が使われたかというのは、整備内容によって気になると思うんですけれども。

今日のスライドにはあるんです。区分によって、どの施設やどの用排水路、農道、ほ場整備、それぞれにどのようにお金が使われてというのと、成果の発現の場合は事業概要のほうでわかりやすいんですけれども。配付されている事後評価説明シートのほうではそれぞれがどうかというのがわからないようになっていますので、それはちょっと、この評価シートのほうのあらわし方を工夫されたほうがよいかという気がします。ちょっと多くなってすみません。

○永藤委員長

どうでしょうか、若い人材のことについて。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

そうですね。中山間地域といいますか、そういった地域では同じようなそういった課題があるわけでありまして、この地区では、先ほど説明しました活性化施設の農産物の加工施設、また直売所、そういったところで地域の魅力というものを上げていこうと、都市の住民の方との交流であったり、また説明はいたしませんでしたが、本事業で交流施設ということで先ほど委員からもお話がありましたけれども、ふるさと体験館を利用した交流施設も整備をしております、そこでの都市住民との交流などを行う中で、若い人材を確保していくということでもあります。また、農業生産基盤であるとか農村の集落内の整備も若い人の定住といくことには必要であると思っております。

○永藤委員長

どの程度までを若い人という、微妙なんですけど、40代、50代で戻ってきますといたら。

○酒井委員

内容としては非常によく効果が発現していて、地元の人にもそこに来て体験をするとか、そういった人にも評価の高い事業なんだと思うんです。

ですので、当然、いろいろなところでこの総合整備をされている中で、先ほどおっしゃっていましたが、よくできているところだと思うというふうなご意見でしたが、私もそう思うので、当然、これは事後評価なので、これがほかの事業にも同じように反映されて、ほかのものもうまく動くようにというためのものだったりするというので、ここがうまくいっているところという理由を反映させるために、上手にピックアップして説明をしたりとか、ほかに生かすというふうな内容のシートになっていることが必要だと思いますので。

先ほどおっしゃられていた、これ例えば活性化施設の利用者数が計画よりずっと多いなんていうのは、これはすごいことですよ。すごいことだと思うんです。これはちなみに年の計画ですか、1年間の予定者数でしょうか。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長
そうです。

○酒井委員

これは、特にこの場所でこれだけの効果を発現するというのは大変なことだと思うので、つくっただけではなくて、そこにいる方が尽力されてこういう結果になっていると思いますから、その効果発現の部分をこの評価のシートのほうに、利用者から公表ということだけでなく、外から見てもすごい結果だと思いますので、それをうまく反映して載せられるようなふうにするとよいのだろうなというふうに思います。

若い人というのは、私も指摘はしましたが、本当にこれは難しいところだというのはよくわかりますので。ただ、せっかく外から来て、人材の確保というのは当然その場所を知ってもらって、その場所に魅力があるというふうにならなければ人が集まってこないという状況ですから、これは活性化施設や交流化施設でそういったことが行われていて、今後、この先に希望が持てるというふうな結果になっていると思いますので、そういった部分を、最後のところでしたか、今後の取り組みとか同種事業への活用というものの部分に紹介してよいのだろうかというふうに思います。

○永藤委員長

ということで、今後、そういう形で、今、酒井委員がおっしゃった形に基づいて、もうちょっと広報していただくということによろしいですか、酒井委員いいですか、コメントはよろしいですか。

ほかに、石川委員どうぞ。

○石川委員

活性化施設が大変うまく動いているということは、この説明ですごくよくわかるんです。この生活環境基盤整備というところの事業効果のところ「みたけグルメ工房組合」のことと、防災無線設備、情報伝達のことであって、交流施設に触れていないんですが。ここを見ますと、農村体験6,700人ですか、27年度実績、やはり交流とか、将来、移住促進とか、それこそ若い人の農業従事者とか、そういう可能性もあると思うので、事業効果にそれも入れたほうがいいのではないかとこのふうにとちょっと感じましたけれども、8ページです。

それと、ちょっと私が勘違いしているのかもしれないのでお聞きしたいんですが、費用対効果というのは、その農業生産基盤のほうだけを対象にしているから1.0というご説明だったんでしょうか、先ほどの。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

交流施設としては、資料のP11-3に、その写真がございませけれども、真ん中の建物の写った写真がありますが、それが木曾福島のふるさと体験館で、これは事業の前からここにあった施設でありまして、この中山間事業では左の写真の、このふるさと体験館に附帯する広場であるとか、そこに写真があります多目的ステージ、そういったものを整備しております。

○石川委員

現在も交流施設というのは・・・農村体験施設のほうは別だということですか。生活体験というのをやっている、この今回つくられた交流施設というのがこの舞台みたいなところですか。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

そうです。その左の写真の舞台と広場であります。

○石川委員

そうすると、ここで農業体験とか農業生活体験が行われているということではないという、そういうことでしょうか。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

体験は、その写真の右奥に木造の建物が写っておりますけれども、それが廃校となった黒川小学校の校舎で、それが改築され、そこで農村生活体験ができるようになっております。

○石川委員

間接的効果のところ、交流施設の整備により拠点となっているというのは、こ

れを整備することによって農村体験施設がより使われやすくなったという、そういうご説明ということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

効果の関係につきましては、先ほども申しましたけれども、こういった交流施設だとか、活性化施設については、費用対効果の対象には含めていないということがあります。

○永藤委員長

どうでしょうか、ほかの委員からは、いかがでしょうか。

○益山委員

グルメ工房の取り組みが農林水産大臣賞を獲得したということで、もうすばらしいニュースだったかと思うんです、去年。これを県内外に広く情報発信というふうには、スライドでいうと12番のところにあります。

それ以降の取り組みとしてどんなような情報発信をされているのか、わかる範囲で、ちょっと、私、観光が専門なものですから、せっかくこういったすばらしい大臣賞をとったもの、グルメ工房の取り組みがどのように情報を発信されているのか、その辺を教えていただけますか。

○農地整備課 松本企画幹兼農地・水保全係長

みたけグルメ工房の取り組みがいろいろなところで表彰を受けているということで、そのことが県内外への幅広い情報発信になっているということでもあります。また、新聞等でも取り組みが紹介をされております。

今後も先ほども申しましたけれども、県内外へ情報が広く発信されることで、グルメ工房はもちろんでありますけれども、その地域の知名度のアップということにつながっていくと思っております。

○益山委員

ありがとうございました。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。それでは・・・

○行政改革課

委員長、よろしいでしょうか。すみません、事務局の行政改革課の青木と申します。

先ほど酒井委員からご意見いただきました、評価シートに事業概要等と併せて、

細かい事業費を載せるとわかりやすいということについてですけれども。

今後、細かい事業費が評価に必要かどうかということも加味し、必要と判断される場合には説明シートという、1枚めくっていただきますと説明シートというのがございますけれども、ここへ必要に応じて記載したいということで考えていますので、よろしくお願いいたします。

○永藤委員長

それでは、よろしいでしょうか。では、これで、今までの意見を踏まえて、また皆さんのほうで整理をしていただいて。

これについても同じことですありますけれども、事務局で判断した形ができていくか、そういうことで県の事後評価は妥当ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ではありがとうございました。

ちょっとトイレ休憩を5分ぐらいさせていただきます。申しわけありません。

今、ちょうど11時ですから、11時5分からにいたします。

(休憩後)

○永藤委員長

事後評価については、第2回の委員会で審議しましたものとあわせまして、この後、意見書の作成となりますけれども。今まで出た意見を踏まえて、私のほうで意見書のたたき台を作成しますので、そのたたき台については事務局から委員の皆様にも送らせてもらいます。また、それについて皆さん方のご意見を聞かせていただくということでよろしいでしょうか。

すみません、それでは事後評価について、今までやってきましたが、意見書の取りまとめに向けた作業はそのようにさせていただきます。

それでは事後評価、トイレ休憩を挟んでしまって申しわけないんですけれども、審議を終了いたします。

(2) 平成28年度公共事業新規評価箇所の審議

○永藤委員長

それでは続きまして、議事(2)ということで、平成28年度の公共事業の新規評価箇所の審議に入りたいと思います。

次第にのっとりまして新規評価、県営農村地域防災減災事業の塩田についてということで、担当課より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

①県営農村地域防災減災事業（ため池補強）

塩田（上田市）

○農地整備課 平林企画幹兼計画調査係長

農地整備課企画幹兼計画調査係長の平林孝保と申します。よろしくお願ひいたします。

この地区は現地も調査いただいておりますので、資料でいきますと資料P4-1になりますけれども、補足する形での説明になろうかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

まずスライドで、事業の概要ですけれども、上田市の塩田地域にあります農業用のため池3箇所、こちらを7年間かけまして、事業費的には11億7,500万円ですけれども、耐震補強をしていこうというのが今回の趣旨でございます。

地区の背景でございますけれども、上田地域は、ご承知のとおり全国有数の寡雨、雨の少ない地域でございます。食料を確保する上で昔から用水の確保には苦勞されてきたところでございます。戦国時代末期から江戸時代にかけて多くのため池が造られまして、塩田平だけで大小あわせて約100箇所のため池がございます。ただ現状としますと、近代的な形ではしっかり改修がされていない、老朽化したため池が多数あるというのが現状でございます。こういった「ため池群」ということで、1個の池ではなくて、ため池群という捉え方をして、農林水産省から「ため池百選」に選ばれております。スライドでいきますと、この青の点々として、小さいのもありますけれども、これが全てため池でございます。

この事業の目的でございますけれども、平成23年3月に東日本大震災が発災しまして、これを契機にため池の耐震対策というものが、全国で取り組まれております。県内には1,760箇所のため池があるわけですが、そのうち規模が大きいもの、それから下流への影響が大きいものを抽出した113箇所について、平成24年度から27年度にかけて耐震性の点検を実施してございます。点検の結果、今回の塩田の3箇所を含みます39箇所のため池で耐震性が不足しているというような事実が判明しまして、迅速かつ集中的に耐震対策を講じることとして、現在取り組んでいるところでございます。

耐震性点検の内容でございますけれども、ため池の堤体部分で調査ボーリングを行ひまして、土質試験を実施してございます。地震時における堤体の安定解析を行っております。判定としますと、地震時に堤体が破損、もしくは液状化しないかという観点からでございます。堤体の破損につきましては、安定計算を行ひまして、安全率が1.2を確保できているかどうか、それから液状化については、土質を判定しまして液状化しやすい砂質の層がそこにあるかどうかということを確認して、もしあれば、液状化が発生する確率等について計算をします。今回ご説明します3箇所については、砂質の層は存在していなかったものですから、法面の破損といひます

か、斜面の安定計算のみを実施していることになっております。

すみません、話がちょっと前後しますが、長野県全体の耐震性点検の結果でございますが、113箇所点検をしたうちの39箇所が耐震性が不足しているということで、そこにありますとおり、一度にはできないものですから、年次計画を立てましてハード対策に着手しているところでございます。そのうち上田市には最も多い17箇所の耐震性が不足しているため池がございまして、計画的に進めていく中で、平成29年度にはこの3箇所のため池の事業化をしていきたいというものでございます。

ため池の保全対象、これはお配りしております評価シートにも記載してありますので詳しくは説明しませんが、赤く塗ったところがため池によってかんがいをしている受益の区域、それから紫色が万が一決壊したときの洪水が到達するであろうという、被災想定エリアになっております。県道、小学校、いろいろ重要な施設がこの地域にはございます。

個々のため池について説明申し上げますが最初に「手洗池」です。現地調査、ちょっと天候が悪かったですけれども、現地調査していただいた場所が赤い丸の地点になります。標高的にいけますと、写真の上が低い地域になりまして、ため池の上側に広がる農地のほうが「かんがいエリア」という形になります。

築造は1655年、堤高が6.7m、堤長は388mで、貯水量は91,000 t という池でございます。耐震性点検を行いまして、上流側、下流側とも0.995、0.992ということで、1を割っている状況でございました。

次に来光寺池でございますけれども、こちら写真で見えますとおり、ため池の直下に人家が密集しているのがわかります。こちらの池につきましては1623年に築造されたもので、堤高が8.8m、堤長が440m、貯水量が231,000 t ということで、安定解析の結果、上流側、下流側とも1.2を確保できていない状況でございました。

次のページ、北ノ入池でございますが。こちら写真でいきますと、池の左側に展開する水田地域のほうにかんがいをしている池でございますけれども、1664年に築造された池で、堤高は8.5m、堤長363m、266,000 t を蓄える池ということで、安定解析の結果、こちらいずれも1.2を確保できていないということでございます。

次にどういった対策をするかでございますけれども、コスト等を考えますと、一番経済的に対策がとれるのが、一般的にはこの上の押え盛土という工法で、法尻に土を盛って、重さかけることによって堤体の滑動を防止するというもので、こちら北ノ入池で採用することとしております。押え盛土では十分な安全性が確保できない池につきましては、堤体を一度掘削しまして、下の絵ですけれども、もう一度、築堤し直すという形で、断面もしっかり確保するというものでございまして、手洗池と来光寺池につきましては、こちらの対策を進めるべく、今、考えているところでございます。

耐震性が不足しているという現状がわかった後の対策でございますけれども、ハード対策にはやはり予算の面もありますし、計画策定の期間も必要ですので直ちには対応できない部分がございます。ということで、ソフト対策をまず応急的に実施

していく予定でございます。

1つ目は農業用ため池ということで、ため池を管理しております塩田平土地改良区と相談をしまして、耐震性が不足しているため池につきましては、貯水量位をできるだけ下げまして、当面の安全性を確保してございます。こちらは27年度からもう既に実施してございます。

それから、住民の安全安心を図るということで、基礎自治体であります上田市と連携をしまして、ハザードマップを作成し公表してございます。こちらは地域住民との意見交換を行いましてハザードマップを作成し、関係する全戸に配布してございますし、市のホームページでも公表しているところでございます。

それから、質問もあったようでありましたけれども、ため池の管理でございます。こういうハード事業につきまして技術的な問題ですとか、国の補助制度の関係もありまして、県が地元の申請を受けて事業を実施しておりますけれども、でき上がった施設については地元の土地改良区に財産を引き渡して管理をしていただいているというのが、事業全体の仕組みでございます。

そういった中で、多面的機能支払事業という、農業者だけでなく地域住民も参加して、地域ぐるみで農地や水路、ため池を管理するという活動がこの地域でも活発に行われておりまして、ため池の草刈りですとか、水路などの簡単な補修、それから、ため池堤体への景観保全ということで、花の植栽もしていただいております。こちらは地域独自の話し合いで、どういう対策をしようかということで検討していただいております。この地域には2つの保全活動を行っている組織がありまして、取り組んでいただいております。

最後の写真ですけれども、地域住民の方、このような形で、農業者だけではなくて、いろいろな人が参加をして保全活動しています。こういった地域の交流によりまして、近年薄れてきているといわれている農村の共働力ですとか、そういった地域のコミュニケーションも深まって、そういった意味でもこういったため池を核とした効果が出ているというふうに考えているところですので、しっかり対策をしていきたいと考えてございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○永藤委員長

はい、ありがとうございました。

今、ご説明ありましたとおり、地震というか、平成23年の大震災があったので防災安全度の向上ということですよ、まず。それから農業生産の維持というか、水がないと考えられるので、農業の安定ということでやられたということが一つ。それから、ハザードマップを作られているということです。

ため池百選というのはあれですか、益山委員、ご存じでしょうか。

○益山委員

いいえ存じ上げていません。名水百選であれば。

○永藤委員長

そうですか。ということで、観光資源になっているというお話がありましたけれども、皆さんのほうから何かご意見があれば、実際見ていただいていますので、どうでしょうか。

○酒井委員

見学会にも参加させていただきまして、塩田は比較的地元に近いところでなじみがあったんですけれども、非常に3つとも大きな池で、安全率が足りないということで早急に対応していただきたいなという印象を受けました。

一方で、先ほど観光資源というふうなお話もありましたが、ため池百選に選ばれたため池、ため池群では確か長野県だとのことだけですよね。非常に全体的に、そのエリアとして観光資源になるものだと思いますので、あと小学校が近くにあったり、あと長野大学のほうでも、確か資源として利用できるようにするにはどうすればいいかみたいな、いろいろな研究をされていたと思うんですけれども。ため池という特徴上、どうしてもあまり近寄れないようになっているというのが実情だと思うんですが。

先ほどとちょっとずれるんですけれども、事後評価の中に一つため池の整備の案件が入っていて、そちらでは桜の木だったりとか、ある程度、ため池を観光資源として認識されているというお話もあったので、特に押え盛土のところはちょっと難しいかと思うんですけれども、大きく築堤をもう一度するようなどころに関しては、安全は十分に確保された上での話ではあるんですが、観光資源として比較的水辺、身近な水辺として整備されるような部分の配慮がされるといいなと思います。

この事業周辺環境のところの具体的には1-1の6番のところになると思うんですけれども、この農村景観が保全されるのと同時に、当然、子どもたちにとっては遊ぶ、遊ぶというところとちょっと言葉が違いかもしれないんですけれども、身近な水辺として、例えば環境省のほうでも河川なんかについては、「水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）」というふうなもので環境教育なんかにも使われている事例があるんですが、そういったことをため池の分野にも広げてというふうなこともされている事象がありますので、ある程度、危険を排除したところで、身近な水辺として利用が可能になるような整備を、この機会にできる範囲で盛り込んでいただくと、より効果的な事業になるのかなという印象を受けています。よろしくお願いします。

○農地整備課 平林企画幹兼計画調査係長

今の観光資源の話ですけれども、特に塩田平は「雨乞い祭」ですとか、そういった雨が少ないという背景がある中で、歴史的にも文化的にもいろいろな行事が地元で行われていたりしていることは承知をしております。

水辺空間の話になりますと、一方では非常に悲しい事故も起きる場合もありますので、安易に水辺ということではできない部分もありますのと、あと、今回は耐震補強という限られた目的で事業を実施する関係で、この予算で直接することはなかなか難しいんですけれども、広く言えば、この地域資源ということで、先ほどの多面的機能支払で花も植えていただいたりしておりますけれども、例えば一番危ない堤体の部分とはちょっと切り離れたところで、水辺に触れる部分ですとか、そういうところはため池にたくさんありますので、またこういった保全会のほうにもまた情報提供しながら、よりその地域と関わりが深くできるように、また観光資源としても使ってもらえるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○永藤委員長

ほかの委員からどうでしょうか、コメントでよろしいですか。どうでしょうか、よろしいですか。

○酒井委員

もちろんわかっていると思うんですけども、先ほど挙げたのは、事後評価のほうのP2-1のため池整備事業ですね。これは耐震補強とはまた違うので、事業内容として違うから反映は難しいというふうなことはあるんですけども。

こちらの池では、整備したことで地元の方の管理も簡単になっているとか、それによって注目が上がっていてより整備が整えられているというふうな事情があるというふうなこともありますので、この事後評価の内容をこの新規評価に反映させるというのが、おそらく一番よい目的だと思いますので、こういった部分もあるから、予算のできる範囲でやはりこういった効果の発現も狙っていくというところを考えただけならなと思います。

○永藤委員長

いいですか、よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見がないようでしたら、事業の評価の検討に入りたいと思います。

先ほど出ましたご意見でございますけれども、これについて反対がないということですので、県の新規評価はこれは妥当ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

②広域河川改修事業

(一) 千曲川 月岡～下境 (栄村～飯山市)

○永藤委員長

それでは、次に新規評価の広域河川事業の月岡～下境、河川課よりお願いします。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

私、河川課企画幹の村山と申します。よろしくお願いいいたします。

この箇所につきまして、特にパワーポイント等の資料は用意してございません。前回と同様の資料で、また同じ説明になってしまいますが、改めて説明をさせていただきます。では資料4のP2-1をお願いいたします。

それでは広域河川改修事業、一級河川千曲川、下水内郡栄村～飯山市、月岡～下境工区ということになります。

まず上の事業の目的でございますが、当箇所は非常に山間狭小地になりまして、それが千曲川に沿って集落、JR飯山線、国道、県道等が密集しておりまして、昭和57年・58年、2年続きの洪水や、また最近では平成16年10月の台風、平成18年7月の梅雨前線の豪雨によりましてJR飯山線、国道を初め人家や耕作地が浸水する、こういった被害を受けてございます。

このため、長野県では信濃川水系北信圏域河川整備計画を策定をいたしまして、平成27年7月に国の認可を受けまして、この計画に位置づけました流下能力が不足している当箇所の河川改修を行うものでございます。

次に事業年度でございますが、平成29年度から事業期間を9年間といたしまして、平成37年度の完成を目指すものでございます。

次に事業内容の主な工種でございますが、大きな目的でございます昭和58年の豪雨と同規模の洪水に対しまして、再び災害発生防止を目的として、築堤工4,600m、ほか樋門工1基という内容でございます。事業費は20億円でございます。

次に、すみません資料2-3ページをごらんをいただきたいと思っております。事業の平面図といいますか箇所につきましてはこの位置、右上位置図の長野県の最北端の新潟県境になりますが、これより左側が上流になりまして、その上流部の下から栄村箕作・月岡工区、次に野沢温泉村の東大滝工区、そして飯山市照岡・馬場工区及び下境工区ということになります。

この位置図の下の写真でございますが、左側から昭和58年9月の照岡・馬場地区、中央は同じく昭和58年9月の東大滝地区の洪水による浸水被害の状況でございます。このため、位置図左側です、横断図がございますが、この横断図のとおり築堤を行うものでございます。なお下の写真、右側でございますが、この地区で行われておりますカヌーとラフティングツアーの状況でございますが、このように河川の利用も進んでいる状況でございます。

それでは申しわけございません、再度、2-1ページをお願いいたします。右下の表のまず事業の周辺環境でございますが、まず②の地域からの要望につきましては、北陸直轄河川治水期成同盟会連合会、北信地域千曲川等改修期成同盟会ほか地元地区からも、毎年のように継続的に要望を受けている状況でございます。③の

事業の説明につきましては、平成26年の河川整備計画の原案を策定する段階におきまして公聴会や、平成26年6月から7月にかけて地元地区の皆様へ説明を行っている状況でございます。

それでは次に1枚おめくりをいただきまして、2-2ページをお願いをいたします。新規評価の優先順位評価シートでございます。表の一番左側の視点の重みづけといたしましては、一番高い必要性和緊急性を0.25、重要性を0.2、効率性と計画性の熟度を0.15としております。

評価につきましては、重みづけの高い必要性和緊急性についてでございますが、まず必要性でございますが、当地区は山間地域ということでございまして、保全人家戸数、農地面積、要配慮者施設がB評価ということ。次に緊急性では、近年の水防活動が5回未満でC評価、流下能力につきましては49%でございましてB評価ということでございまして、必要性和緊急性のいずれも評価点は70点ということでございます。そして重要性和計画の熟度につきましてはA評価で100点、効率性につきましてはB評価で60点、トータルといたしまして、当事業の効果が80点の評価ということになってございます。すみません、説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ご意見どうでしょうか、委員の皆様。

私からですけれども、1ページ2-1のところで見ますと、16年と18年に浸水被害があったということですね。それから緊急対策ということで、近年の自然災害で平成23年、地震災で護岸が破損だとか、これもそうですね。

結局は計画、一番上のところなんですけれども、事業目的のところにありますけれども、平成27年7月に認可になったけれども、当河川の整備計画の計画流量に対して流下能力が不足している箇所についてということですか。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

はい、それでこの4カ所を位置づけてございます。

○永藤委員長

あと何か、前に、何か防災避難訓練をやっているとか、やっていないとかの話がありませんでしたか、そんなのをやっていないんですか。ではいいです。ラフティングとかですね。どうでしょうか、皆さんご意見を。

○益山委員

現在、ラフティングとかカヌーの利用が盛んであるということですからけれども。乗り場はどのあたりで、現在、どのくらいの人数がここでスポーツをしているか。興味あるものですから教えてください。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

このラフティングにつきましては、ちょうど西大滝ダムというのが真ん中にあるんですが、それを挟んでそれより上流の部分と下流の部分ということで、下流では月岡から東大滝の間で、上流は桑名川から湯滝橋の間でラフティングツアーが行われておりまして、湯滝橋より下に国土交通省さんのほうでつくりました、このボートの乗り場、湯滝橋というのが・・・すみません、今回、2-3ページのこの(一)千曲川長野県管理区間、L=22キロと引き出しをしてございます。左の部分に湯滝温泉というのがあるんですけども、そこに湯滝橋という、ちょっと非常に見づらいんですけども、その湯滝橋の下流に乗り場をつくっております、ここがラフティングの出発地点、特に中学生だったか高校生だったか、ちょっと修学旅行のツアーみたいな形で多くの皆さんがお見えになっておりまして、結構盛んに行われております。

○益山委員

どこまでいくんですか、このラフティングは。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

これは、すみません、この下に青く引き出してございます。この区間がそれぞれ上流側と下流側、申しわけございません。上流側は5キロ、下流側は7キロということで引き出しをしてございます。この区間でございます。

○益山委員

では下流側にもその乗り場があるということですよ。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

そうです。

○益山委員

そうすると、このカヌーとかラフティングをやっている人たちにも、この新しい工区の部分、かさ上げる部分が目に入るということですよ。

そうすると、利用者の目から見たときに、すみません、2-1で事業周辺環境のところ、ワラ芝工の使用というふうになっておりますが。事業周辺環境⑤ということです。法面の工法ですね。これは全区間、この方法で行われるということなんですよ。はい、わかりました。結構です。ちょっと質問でした。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

はい、そうです。

○永藤委員長

ありがとうございました。あれですね、私、さっき言ったのは、下にあった住民の協働と、草刈りとか、避難訓練ということはわかったんですが、そういうこともやられているということですね。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

はい、そうです。特に箕作地区という一番下流側になりますけれども、ここは年に4～5回、地元の皆さんによります草刈り、こういったものをしていただいています。

○永藤委員長

いずれにしろ、あれですね、広範囲な浸水被害があるということなんですね。結局、何かやらないといけないという、目的として。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

そうです。ここは浸水被害の防止が目的となっております。

○永藤委員長

皆さんどうですか、酒井委員どうぞ。

○酒井委員

質問なんですけれども、工法の比較検討があったということなんですけど、現在のものと、その比較をしたものの内容について教えてください。あと、幾つかは出ているんですが、どのエリアでもこの場所は全部ハイウォーターレベルを超える、既にもう今の堤防の高さを超える状態なんでしょうか。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

全てハイウォーターを超えるということです。

今、この計画自体が予備検討の段階でございまして、まあこういった箇所でございますので、あまり築堤以外の方法というのはなかなか考えられないということで、あとはダムとかになってしまうものですから、それと比べればはるかに、わずかな築堤になりますし、築堤材料につきましては国土交通省で今、上流側のほうで同じく河床の河川の掘削をしております。こういった土を利用することで、それを持ってきていただいて、それを盛り土材に使うということで、そういったコストの縮減しております、築堤は一番コストがかからないということで考えてございます。

○酒井委員

その代替案の検討のところ、その築堤の構造についての検討がありというふう

になっているので、その施工方法だったりとか、そういった部分の話かなというふうに思っただけの質問だったんですけども。

築堤以外の方法ということではなくて、今、築堤の方法に、構造の部分について検討をされているということなんですよ。

○河川課 村山企画幹兼治水第二係長

どうしても構造物、構造物によってもう少し法面を緩くするとか、こういったことで検討しています。

○永藤委員長

ほかの委員、どうでしょうか、いいでしょうか。

それでは、新規評価の検討に入りたいと思いますけれども、委員さんのご意見は委員会の中で伺いましたけれども、新規評価そのものに反対のご意見はなかったと思いますので、この箇所の県の新規評価は妥当ということよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○永藤委員長

はい、ではありがとうございます。

それでは、次に3番目にまいります。

③街路事業

(都) 立ヶ花東山線 吉田 (中野市)

○永藤委員長

街路、吉田について、都市・まちづくり課より説明をお願いいたします。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

都市・まちづくり課、まちなみ整備係の大瀬木と申します。私のほうで説明のほうをさせていただきます。

資料の6-1が新規事業の評価になります。今日の説明なんですけれども、新規事業評価資料につきましては第1回の委員会で説明をさせていただきましたので、本日は現地調査の際に説明を行いました内容、またその際いただきました質問内容につきまして、改めて説明のほうをさせていただきます。

パワーポイントをごらんください。9月20日に行っていただきました現地調査なんですけど、その際に表記の2点、「5差路交差点について」と「電線共同溝の整備効果」についてご質問をいただきましたので、改めてご説明のほうをさせていただきます。

まず「5差路交差点」の状況につきましてご説明します。現地調査は、こちらのほうで5差路のすぐわきのところで現地調査の説明をさせていただきました。

パワーポイントの写真中心部にある交差点が5差路交差点となっております吉田交差点です。現況道路につきましては黄色の着色をさせていただきます。

吉田交差点は変則の5差路交差となっております、円滑な交通が確保できていない状況となっております。また交差点近隣には長野電鉄線の豊野～中野線の踏切があります、歩道がなく、大変危険な踏切となっております。また、吉田交差点に隣接する形で、長野県地域防災計画で災害拠点病院となっております北信総合病院があり、緊急時や災害時には確実に移送できる道路整備が求められております。

次に、本事業の計画と現況道路の状況についてご説明します。

先ほどとちょっと着色が変わって申しわけないんですけども、平面図の灰色で着色している部分が現況の道路でございます。また赤線で記載しているものが整備後の交差点形状、及び計画となっております。なお、吉田交差点での主要な交通は県道中野豊野線、今、動かしているところなんです、こちらが主交通となっております。

写真①をごらんください。北信総合病院から交差点を撮影したものです。写真ではわかりにくいのですが、信号機の先に長野電鉄線の踏切があります。

写真②につきましては、吉田交差点から長野電鉄信州中野駅へ向かう市道の状況です。

写真③につきましては、長野電鉄踏切より5差路交差点を撮影したものです。直進部が県道中野小布施線となります。

写真④につきましては、5差路交差点の中で一番幅員の狭い市道を撮影したものです。近隣住宅地への生活道路となっております。

写真⑤につきましては、本交差点の主交通となります県道中野豊野線を撮影したものです。車線は2車線確保されておりますが、歩道が未整備の状況となっております。

続きまして、5差路交差点の整備計画についてご説明いたします。

現地調査では、整備後に廃道となります道路区間につきましてご質問をいただきました。まず、青色の楕円部分の県道中野豊野線の旧道部分についてです。事業用地の取得に当たり、代替地としての活用を現在、考えてございます。

次に、黄色の楕円部の市道取り付け部分についてでございます。当該箇所は生活道路であり、交通量は少ないですが、住民の生活に必要な道路となっておりますので、幅員を拡幅し、安全に県道へアクセスできるよう計画しております。

次に、電線共同溝の整備効果についてご説明いたします。

中野市で電線共同溝整備済みの箇所は緑色の着色部の箇所となっております。この路線は中野市街地の主要な道路であり、まちづくりの観点から電線共同溝の整備にあわせて、中野市によりまして街路灯の整備などを実施しております。

今回の事業区間については赤色の着色部分でございます。こちらの部分につきま

して電線共同溝の整備を計画しております。当該区間は、長野県地域防災計画において災害拠点病院に指定されております北信総合病院へのアクセス道路であり、防災機能の強化の観点から電線共同溝を整備し、災害時の円滑な病院アクセスを確保することを主目的としてなっております。なお、事業区間にある信州中野駅へのアクセス道路部についてですが、この区間につきましては中野市で現在検討しているところでございます。

次に、本事業区間での電線共同溝整備の主目的であります防災機能の確保についてご説明をいたします。

電線共同溝の整備により、パワーポイントの整備前にある横断図のように、電柱の倒壊による交通障害を防ぎます。また、阪神淡路大震災の際には、右側の表にありますように架空線での被災率に対しまして、地中化区間の被災率は0.03%と大変低い状況で、安全性が向上することがわかります。また、倒柱による電源の復旧にはおおむね7日間かかると言われています。ライフラインの確保の観点からも電線類の地中化は大変重要な役割を担っております。

最後に、電線共同溝の整備により、まちづくりへの効果についてでございます。当該事業区間ではございませんが、中野市において以前に実施した区間について整理をいたしました。

電線共同溝の整備にあわせて中野市事業によりまして街路灯などを整備し、良好なまちなみを形成しております。また事業完了後におきまして周辺のイベント数が増加し、にぎわいの場が創出されております。

当事業区間においても中野市、また地元住民の皆様と連携し、にぎわいの創出などまちづくりにつながるよう継続して協議のほうをしてまいりたいと思っております。説明につきましては以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ここは現地調査で皆さんも行かれたとおりでございますけれども、どうでしょうか。

今、ご説明ありましたけれども、信州中野駅とか北信総合病院があるので重要な道路の確保という、歩道とか交差点の改良ということで、円滑な交通確保ということで今、ご提案が求められております。どうでしょうか。皆さんご意見ございますでしょうか。この近くに小学校があるんですか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

こちらの区間なんですけど、小学校の通学路にも指定されております。資料6-1にございます位置図のところに書かれておりますように、中野小学校、あと平野小学校の2つの小学校があるんですけど、それぞれの通学路となっております。

○永藤委員長

小学校の通学路ということですね。どうでしょうか。

○益山委員

電線の地中化についてお伺いします。このパワーポイントでは赤い部分が地中化の予定ということですね。前回いただいたこの資料、こちらのほうの6-1では、6-1の右上の平面図のところの、この黄色いところ、つまり病院の前ですね、②と書いてあったところですね。ここも電線地中化というふうな説明だったかと思っただけなんですけれども、ここは地中化ではないんですか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

今回、委員ご指摘の2番の区間につきましては現道へ、すり付ける形で計画しております。

平面図の資料6-1の平面図、こちらのちょっとパワーポイントを見ていただきたいんですが、そちらの区間につきましては、今の県道なんですけど、交差点部分の必要な滞留長を、左折の必要なレーンをとりまして、それで現道にすりつける、この区間につきましては暫定形という形で、こちらの区間にすりつける形になります。

ですので、この部分については今回地中化は行わずに、以後、地中化について検討してまいります。

○益山委員

というと、今回のこの事業では対象にはなっていないということですね。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

はい。今回の部分、こちらの完成形でできる部分、こちらの部分について地中化を予定しております。

○益山委員

そうすると、この間の現地調査では雨が非常にひどくて、あまり突っ込んだ質問をするのもどうかなと思ったんですが。

病院の前、病院の周辺の地中化が、救急車が入る上で一番重要なのではないかと思うんですけども、もしそれがないとすると、あちらの②のほうですね、そこだけを地中化する意味があまり見えてこないんですけども。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

こちら、今、こちらについても山ノ内側、あと、こちらのほう、資料6-1の位置図を見ていただくとわかると思うんですけども、北側からのアクセス、こちらから入ってくる緊急車両がありますので、こちらからの部分に対しても有効だと

いうふうを考えております。

○益山委員

これは救急車が入るのは病院のどのあたりになるんですか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

病院の、これはちょっと見ていただいた、ちょうどこの裏手の部分ですね。

○益山委員

そうですね。そうすると、なおのこと、そっちの地中化のほうがアクセスをよくするために必要ではないかと思うんですけども。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

こちらの部分が、今、暫定という形で、全線が整備できればそれにあわせてできるんですけども、今回は必要最低限の範囲で収めていますので、ここの部分については、今、地中化を予定しておりません。

○益山委員

予定していないということですか。

○永藤委員長

暫定というのはどういう意味で暫定というんですか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

今、この位置で現道にすりつきますので、その間、必要な車線、歩道をとって、完成断面でない形で現道にすりつける計画としております。

○益山委員

その灰色の部分は地中化になるということですか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

いや、灰色の部分というか、こちらの部分については予定はしてございません。

○益山委員

していないということですね。将来はなるかもしれないけれども、今回のこの事業ではその対象ではないということなんですね。

そうなるとうやはり、もし災害時のときには非常にアクセスが、病院、途中まで来ているのに困難なのかなというふうに想定できますが。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

今、委員ご指摘の区間につきまして、暫定形の中でどこら辺まで地中化できるかについては、再度、電線管理者のほうと協議をさせていただいて検討したいと思います。

○永藤委員長

はい、どうぞ、北村委員。

○北村委員

現地調査をさせていただいたときに、病院の患者さんがリハビリも兼ねて周りを歩かれるケースもあるということで、歩道の整備をされるとお聞きしたんですけれども。それは今のグレーの部分だけなんだと、だけと言ったらあれですが、今回のその新規に道路をつけ変えるところはもう当然、歩道になってくると思うんですけれども、一番は病院の周辺部分についてはどうなんでしょうか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

今回の事業区間、ここが病院なんですけれども、今回、このグレーで着色してある部分につきましては、歩道を設けます。ただ、今、委員ご指摘のその周辺の部分につきましては、今回のこの事業の範囲外ということで、この事業が終わった後に、次の事業等で歩道のほうを検討することになります。

○北村委員

そうしますと、現地を見たときに、その交差点部分に面しているところは駐車場、立体の駐車場だったのかなと思うんですけれども、駐車場周辺部分の歩道のみということなんですね。病院に直接、病院に直接隣接している部分ではないということですよ。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

こちらは暫定ですりつける区間なんですけれども、この区間につきましては、一応両側に歩道は設けます。ただ、そこから先につきましては、先ほどちょっとご説明したとおり、この事業の対象外となっておりますので、次回以降の検討の話になります。

○永藤委員長

どうぞ、益山委員。

○益山委員

この間の現地調査では、あそこの病院を、例えば病院に入院してらっしゃる患者さんが、車いすであの周辺を回れるほどにすばらしい歩道ができるんだというような現地説明でした。ただ、実際あそこを歩いてみると、あんなに交通量が激しいところで、患者さんが果たして、ここを車いすで歩きたいのかしらと思うような場所だったんですね。なおかつ電柱も地中化、そこがされないのであれば、その病院周辺を歩行する、病院に来る人の歩行者環境を整えるというような意味合いでは、あまり説得力がないといえますか、しかも途中までですので、病院周辺をぐるっと、というわけではないので、ご説明がややオーバーだったかなというような印象でしたけれども。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

すみません、この事業では今、お話した範囲の歩道、地中化の話になりますので、すみません、誤解を与えたようで申し訳ございませんでした。

○益山委員

歩道は結構、幅がとられるということの理解はよろしいんですね。そのとおりですよね。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

資料6-1に記載してございます、横断図に標準の幅員を描いてございます。

その中で、こちらのパワーポイント・・・その歩道幅員で3.5mほどこういう計画してございます。

○永藤委員長

あそこにそう書いてありますね。

○益山委員

そうすると、この下側の歩道があるところが、なくなるみたいな感じになるんですか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

そうですね。今回の、先ほどもお話させていただいた事業区間を外れますと、歩道がなくなる形になります。

○久保田委員

久保田ですが、市道5号線の計画より南側の部分は市の責任においてできるということなんですか。何かそこで、直接的な連携はないけれども、市のほうもそこら辺のところを考慮してやり得るのかどうかということなんですかけれども。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

現地調査の際にも質問がございました。それで、今、中野市のほうでそこら辺は、まだ具体化はしていないんですが、検討のほうを行っているという状況でございます。

○久保田委員

そういうお話でしたよね。

○北村委員

そうすると、黄色い部分は市のほうでやられるということで、今、赤いラインのところは、今回の事業というご説明で、病院の北側というか、まだ赤くラインがついていない部分がありますよね。そこは県のほうの責任においてやっていく事業に、今後の事業になっていくという理解でいいんでしょうか。それとも中野市さんと検討して、やっていく場所になっているのか、いかがなんでしょうか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

今、委員ご指摘の、この箇所だと思うんですけども、ここにつきまして、今、県管理道路となっております。ですので、県のほうで検討を行っていく区間になります。

○北村委員

3.5mの歩道が、そこから先、いきなりなくなるというのは非常に危険だと思うので、またきちんとしていただければなと思いますので。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

ありがとうございます。一気にできればいいんですけども。今回の計画区間、まずは変速5差路の解消と、踏切に横断歩道がついておりません、その関係で、今回のこの計画区間を決めています。この区間だけでも20億円かかるということで、ここが完成しましたら、引き続き検討してまいりたいと思います。

○永藤委員長

わかりました。ですからその、先ほどの緊急の、緊急の歩道に入るところの部分については、また県のほうでも考えているということでもいいんですか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

委員長ご指摘のとおりです。なおかつ、今回、今、益山委員さんのほうからご指摘がありました地中化についても、電線管理者のほうと協議し検討してまいりたい

と思います。

○永藤委員長

先ほどの黄色いところは、中野市とまた相談していくと、中野市中心にというようなことですね。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

そうですね、中野市の管理道路になりますので、中野市さんのほうでという形になります。

○永藤委員長

どうでしょうか。

○益山委員

最後に一つ、やはり県の担当の部分と市の担当の部分と、それぞれ計画も違うし、完成年度も差が出てくると思うんですけども。一番ここで問題になっているのは病院へのアクセスをもっとよくしましょうということだと思いますので、何年計画でもかまいませんので、この北信総合病院の周辺のアクセスをもっとよくするために、市の計画も含めた上での将来計画というのを見据えて、説明していただけたらなよかったかなというふうに思いますし、今後ともぜひともそういった視点で改良を加えていただければと思います。

周辺の歩道も含めてなんですけれども、地中化の問題と歩道の拡幅工事も含めて、やはり病院も利用する人の利便性を高めるという意味で、市と県と連携して何年後には完成しますみたいな、そういったところまでご説明いただけたら、非常に理解が深まるかなと思いました。以上です。

○永藤委員長

ということで、今、益山委員から出ましたけれども、北信総合病院のアクセスということで、将来計画を見据えて計画していただければよかったなと思います。

○酒井委員

もともとの事業の大元の理由は、変形5差路による混雑の解消という部分だと思うんですけども。これ、先ほど踏切の話がありましたけれども、変形5差路によることで混雑が起こると、あそこに踏切があることによって起こる混雑のどちらのほうの影響が大きいかなというふうなことはわかりますか。つまり、踏切のある場所というのは非常に混雑が起こりやすいですよ。なおかつ変形5差路ということで、二重に混雑が起こりやすい場所になっていると思うんですけども。

踏切のほうは特に分離をするのではなく、平面交差のまま歩道をつくるという工

事をされるということは、特にそちらの影響よりも、5差路という特殊な事情で信号の運用が悪いというほうが、特に影響を与えているという判断でこのような計画になっているということなんでしょうか。

○都市・まちづくり課 大瀬木課長補佐

踏切につきましては、平面交差になっておりまして、計画でも平面交差になっております。踏切も、1日の遮断時間を調べましたら、約、1日で44分と、それほど影響は大きくなくて、やはり変速の5差路の影響が一番大きいというふうに考えます。

○酒井委員

では、おそらくこの形状に変更できれば混雑は大分緩和されるんだろうと思うんですが、ちょっとこれはコメントというか懸念なんですけれども、実際見に行ったときに非常に立派な家が計画ルート上に建っていて、これは本当に住民説明会が始まっているとはいっても大丈夫なんだろうかという気がするんですけれども。

特に交通事故の数とかを見ると緊急性の高さは高いなというふうな場所だと思いますので、この年度での実施というのが非常に重要だと思うんですけれども、困難も多そうだなという印象がありますので、頑張ってくださいと思います。

○永藤委員長

ありがとうございました。よろしいですか。

では、無電柱化も含めて将来的なことをいろいろ考えていただきたいと、見据えてということでコメントがありましたけれども、よろしいですか。

それでは、ちょっといろいろ、これについてはいろいろとご意見が出たり説明がちょっと、さっきもいろいろあったと思うんですけれども、どうでしょうか、ほかにご意見ありますでしょうか。

それでは、先ほどと同じように、今まで出た意見を踏まえて、また意見書のたたき台をつくります。そういうことでよろしいですか、この新規事業案についても、県の判断は妥当ということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

では、ありがとうございました。

以上、本日予定していた新規評価3カ所の個別審議を終了しました。

事後評価同様に今の意見を踏まえて、私のほうで意見書のたたき台をつくりますので。事務局から委員の皆様を送らせていただきますけれども、ご意見をまたいただくということでもいいですか。

それでは、そのように新規評価についても同じように、事後評価のようにさせて

いただきます。

それでは、以上で新規評価の審議を終了いたします。

(3) その他

○永藤委員長

ではその他について、では事務局からお願いします。

申しわけございません、一つ忘れていましたけれども、事後評価の審議のあと、石川委員から質問があった区域内の保安林の割合についてご説明をいただきたいと。

○森林づくり推進課 小澤課長補佐

失礼いたしました。先ほどの事後評価における下諏訪町砥沢、治山事業なんですけれども、そこでご質問をいただきました事業対象区域内の保安林率についてでございます。

当初の事業の追加の前ですね、当初の段階ですと70%ということ为先ほどご説明させていただいたとおりでございます、その後、事業区域の追加によりまして48%、最終的には全体で48%という保安林率となっております。

それと現在の、最近撮影しました現場の写真につきまして用意できましたので、見ていただければと思います。今、見ていただいているのが床固工を施工した箇所でございます、床固工の施工によりまして溪床内の土石の安定化と、若干、倒木的なものがありますけれども、おおむね両脇の森林は良好に生育しているのではないかと思います。

次の写真、これもちょっと方向、撮影ポイントは違うんですけれども、これも同じく床固め工の施工によりまして、その景観、両脇の沢沿いの侵食というものがとめられまして、それによって森林が整備、自然にはえていたものも含めまして整備している状況を見ていただければと思います。

こちらが山腹工といいますか急傾斜の部分ですね。土砂が流出した部分なんですけれども、こちらについても、現在、こういった施設が十分機能している様子が見られるかと思います。上流側の森林も安定しているというところですね。

最後は森林整備の状況ですけれども、こちらにつきましても間伐を良好に、こうなっているんですけれども、生育している状況を見ていただければと思います。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。石川委員、よろしいですか。

それでは事務局のほうからその他で。

○事務局 技術管理室 長谷川専門指導員

ありがとうございました。事務局より今後のスケジュールについてご連絡させていただきます。

次回の第4回委員会の日程につきましては、前回の委員会の際にもお知らせさせていただいたとおり、12月12日月曜日の午後1時30分からお願いいたします。場所などの詳細は別途ご連絡いたします。

第4回委員会は最終の委員会となりますので、今までの委員会においてご審議いただいた再評価、事後評価、新規評価のそれぞれについて意見書の取りまとめをお願いしたいと考えております。意見書のたたき台については、先ほど永藤委員長からご提案いただきましたとおり、委員長にかわり事務局から委員の皆様へ事前送付をさせていただきます。おおむね、送付の時期は第4回委員会前にご確認いただけるように、12月上旬の送付を予定しております。意見書のたたき台の送付の際には、前回と今回の委員会の議事録もあわせて送付し、議事内容とともに意見書のたたき台をご確認いただけるようにしたいと思います。また欠席された委員の皆様にも、議事録とともに意見書のたたき台を送付し、ご確認いただけるようにしたいと思います。

最後に、お手元のフラットファイルの資料でございますが、お持ち帰りいただいても結構ですが、置いていかれても結構でございます。置いていかれました資料につきましては、次回委員会まで事務局でお預かりさせていただきます。事務局からは以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明がありましたが、何かご質問ございますか。大丈夫ですか。

では、先ほど出ましたけれども、12月12日1時半でしたか、お願いいたします。詳細については、また皆さん方に事務局のほうから書面で送りますので、よろしくお願いいたします。

ではご質問、なければ、これにて議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

4 閉 会

○事務局 技術管理室 矢花主任専門指導員

永藤委員長様を初め委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議をいただきましてまことにありがとうございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。